

令和 7 年度 北区公園及び街路樹等総合維持管理業務
(屯田北部・西茨戸地区) 支払比率表

この業務の各期の委託料支払比率は下表のとおりとする。

期	期間	支払比率	支払金額
第 1 期	3 月 1 5 日～3 月 3 1 日	1%	円
第 2 期	4 月 1 日～5 月 3 1 日	10%	円
第 3 期	6 月 1 日～8 月 3 1 日	50%	円
第 4 期	9 月 1 日～1 1 月 3 0 日	30%	円
第 5 期	1 2 月 1 日～3 月 1 4 日	9%	円
合計		100%	円

当初契約金額に上記の支払比率を乗じた額を該当する期間の支払金額とする。ただし、第 2 期から第 5 期については 1 円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨て、端数については第 1 期分で支払うものとする。